

---

# 北名古屋市 下水道事業経営戦略

2026 年度～2035 年度  
(令和 8 年度～令和 17 年度)

## 概 要 書



愛知県北名古屋市

---

－ 目 次 －

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 下水道事業の概要	2
3. 下水道事業経営の現状と課題	4
4. 経営の基本方針と実施施策	9
5. 投資・財政収支計画	12

## 1. 経営戦略策定の目的

下水道施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除等の役割を担っており、住民生活の必要不可欠なライフラインです。今後、人口減少による使用料収入の減少、下水道施設の更新需要の増加による費用の増加が見込まれるなど、厳しい経営環境となることが予想される中で計画的・効率的な経営が求められています。

経営戦略とは、10年以上の合理的な期間を設定し、「投資計画」と「財源計画」を均衡させる計画です。収支均衡が図れない場合でも「収支ギャップ」の解消に向けた具体的な取り組みを計画します。本計画は、将来にわたる安定的な事業継続のための中長期的な経営計画を定めるものです。これにより、住民生活に身近な社会資本である下水道施設を運営・管理し、持続的に必要なサービスを提供し続け、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことを目的とします。

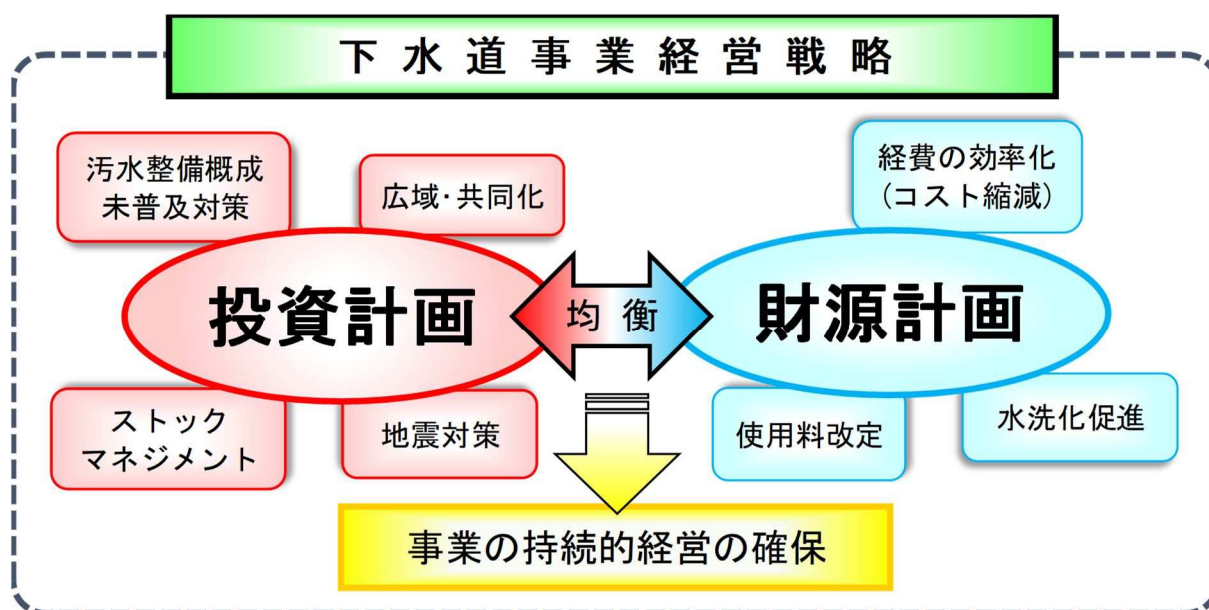


図1-1. 経営戦略プラン概念図

## 2. 下水道事業の概要

本市は、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画により新川流域下水道（新川東部処理区・新川西部処理区）の対象市町の1つとして位置付けられています。名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画は、平成17年3月に策定されました。その後、平成26年度に見直しを行い現在に至ります。本市を対象とする新川流域下水道においては、新川東部処理区は、平成12年度に両旧町において都市計画決定を行い、続いて平成13年度に一部区域を対象とし事業認可を受けて事業に着手しました。そして、平成20年3月には、流域処理場の完成により整備済み区域の一部から下水道の供用を開始している状況にあります。新川西部処理区は、平成20年度の新川西部流域下水道の都市計画変更により、新川西部流域関連公共下水道に位置付けられましたが、本市は新川西部流域下水道の最上流都市であることから令和元年度に事業着手したところです。

本市の下水道事業は、現在、全体計画区域1,371.6haまで拡大しています。事業計画は、令和6年度末現在において、819ha（新川東部796.4ha、新川西部23.5ha）を事業計画区域に位置付けています。

表2-1. 下水道事業の概要（計画諸元）

項目	新川東部処理区（2市）		新川西部処理区（3市）		うち 北名古屋市分		
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	
計画目標年度/事業完了年度	令和30年度	令和11年度	令和30年度	令和11年度	令和30年度	令和11年度	
計画処理面積 (ha)	汚水	1,745.5	1,125.3	1,512.1	649.3	1,371.6	819.9
	雨水	—	—	—	—	1,210.1	255.2
計画処理人口（人）	97,300	74,890	70,700	36,512	83,000	55,863	
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日平均	31,755	22,293	28,308	10,117	24,952	15,667
	日最大	41,117	29,038	34,566	12,881	32,468	20,562
	時間最大	62,132	43,658	55,340	19,824	48,786	30,659
終末 処理場	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	41,200	33,700	34,600	13,200	—	
	施設名称	新川東部浄化センター		新川西部浄化センター		—	
	敷地面積 (ha)	8		5		—	
	水処理方式	凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法 及び 凝集剤添加 オキシデーショ ン ディッチ法	凝集剤添加 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	凝集剤添加 硝化脱窒法	—	
	汚泥処理	分離濃縮→ 機械脱水→ 汚泥減量化→ 場外搬出	機械脱水→ 焼却→ 場外搬出 及び 分離濃縮→ 機械脱水→ 焼却→ 場外搬出	分離濃縮→ 機械脱水→ 焼却→ 場外搬出	機械脱水→ 場外搬出	—	
	放流先	鴨田川		新川		—	

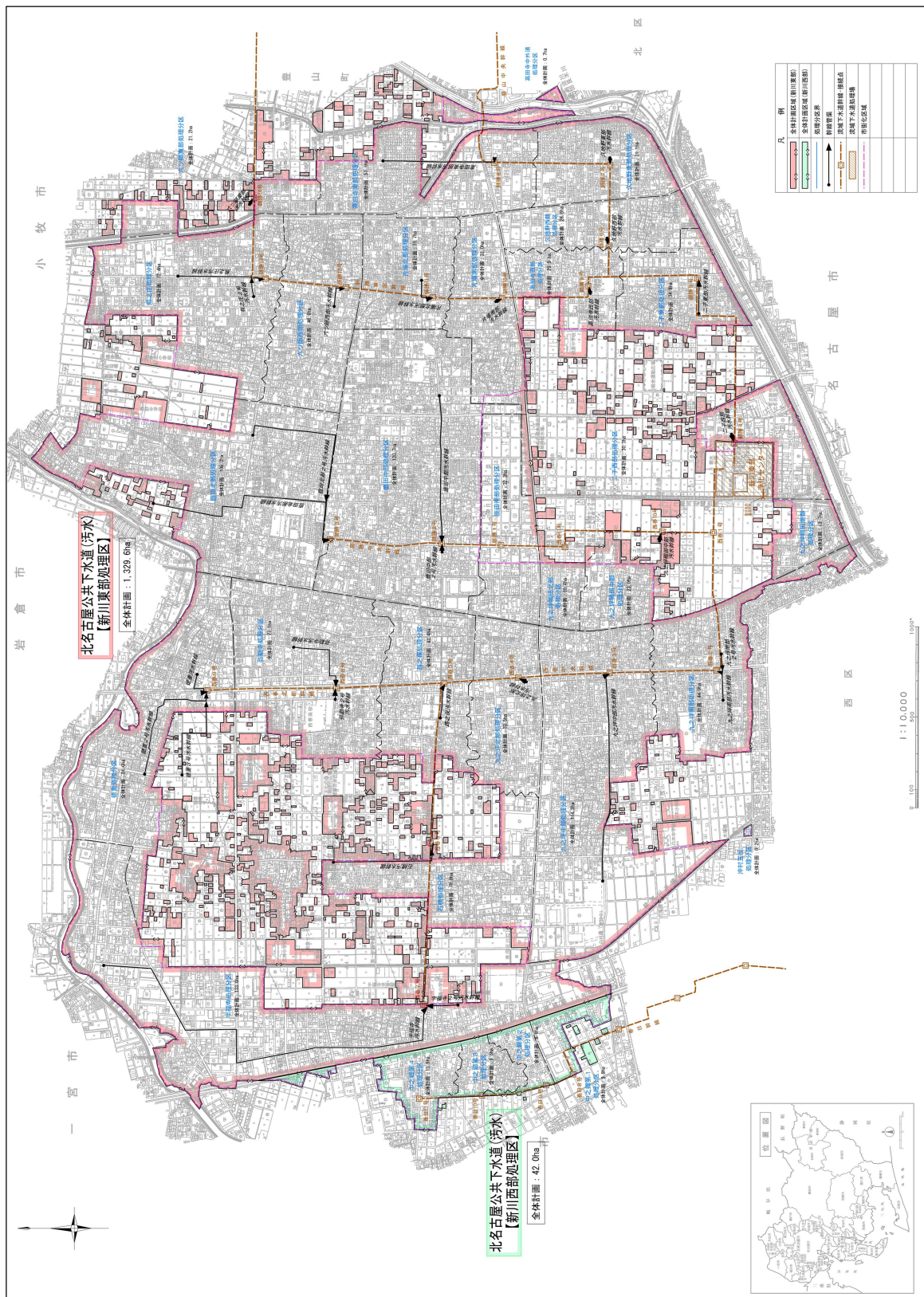


图 2-1. 北古屋市下水道一般图 (汚水)

### 3. 下水道事業経営の現状と課題

#### (1) 人口の現状と課題

本市の令和6年度末の行政人口は、85,822人、世帯数は38,801世帯、平均世帯人員は2.21人/世帯です。近年の人口推移は、微減少傾向にあり、この傾向は、少子高齢化に伴い今後も続くものと想定されます。

人口減少は地方財政に大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれ、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが継続できない場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになります。下水道事業においても、人口減少がもたらす影響は、汚水量の減少等に伴う施設効率の低下や使用料の減収に伴う下水道経営の圧迫等様々な問題が発生します。

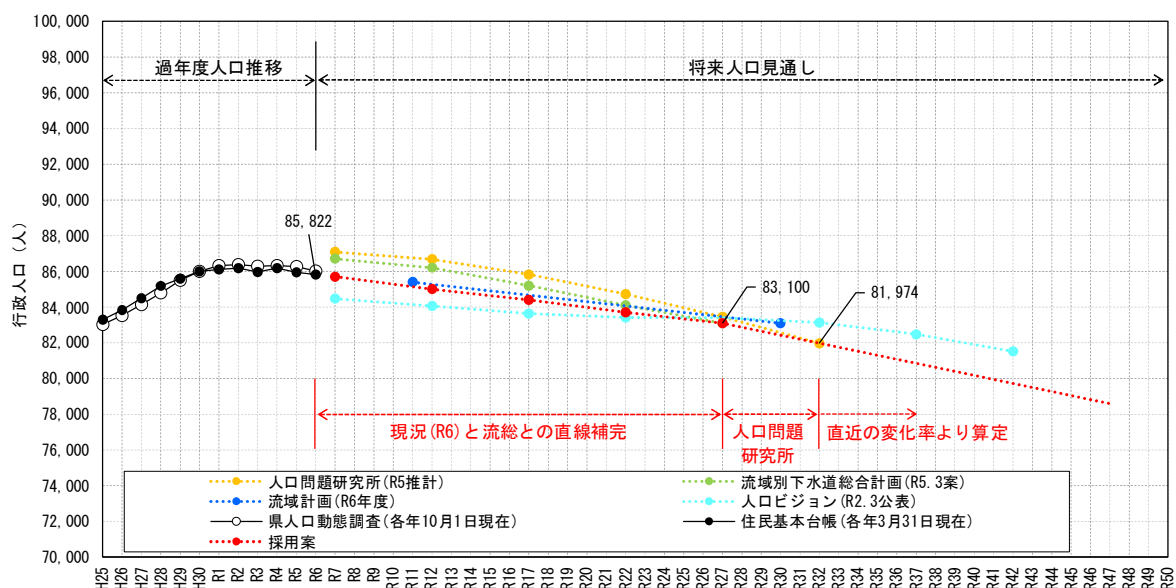


図3-1. 将来人口の見通し

本計画における将来行政人口については、上位計画との整合性を重視し、現況人口（R6）と流域別下水道総合計画（R4年度）の計画値（R27）にて直線補間を行った推計値を採用します。また、R27以降の推計値は、人口問題研究所：R5年推計（社人研）を採用し、将来人口の見通しが公表されていない年度においては、直近の変化率を踏襲し算定した推計値を採用します。

## (2) 水洗化率の現状と課題

本市の令和6年度末時点における下水道水洗化率は、78.8%となっています。現在も未普及対策事業を進めており、下水道処理区域内人口は年々増加している状況です。しかし、近年の下水道水洗化率は、微増加傾向となりますが、県平均（約93%）と比較してかなり低い水準となっています。

下水道法では、供用開始区域内においては、原則として下水道に連結する排水設備の設置等を義務付けています。しかしながら、水洗化率（接続率）は、全国的に見ると、供用開始当初は、年々上昇していきませんが、後半からその伸びは鈍化し100%に達することは極めて少ない傾向にあります。水洗化率は、下水道事業の独立採算性を支える重要な要素です。水洗化率を100%に近づけることは、整備済の施設をフル活用することであり、投資した資本の早期回収及び企業経営の健全化という観点から早期に100%に近づける必要があります。

本市の下水道の水洗化率は、直近の推移では横ばい傾向になっており、計画期間内では100%に達しません。また、令和60年までの長期的見通しでは、このままの傾向を順調に推移したとしても100%に達することは難しい状況です。

表3-1. 下水道水洗化率の推移

区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
下水道	整備人口（人）	31,445	34,252	36,306	38,074	39,548	41,140	43,431	44,363	46,124	47,139	48,553
	水洗化人口（人）	21,429	23,931	26,168	28,273	29,774	31,488	33,194	34,500	35,806	37,206	38,248
	水洗化率（%）	68.1	69.9	72.1	74.3	75.3	76.5	76.4	77.8	77.6	78.9	78.8

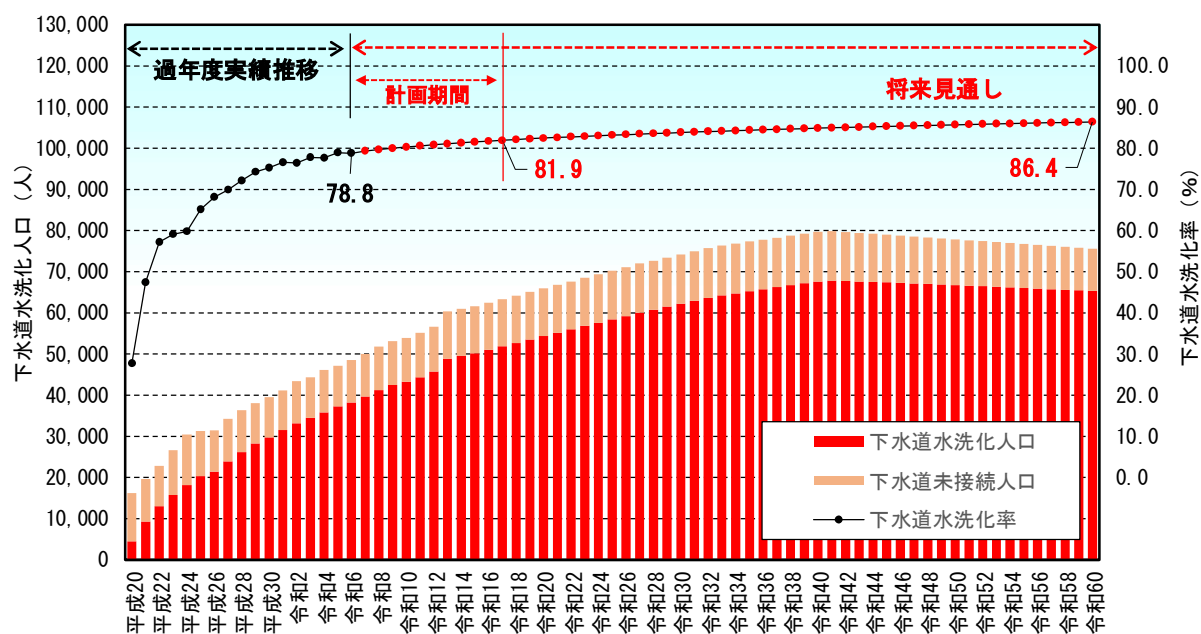


図3-2. 下水道水洗化人口・水洗化率の見通し

### (3) 下水道施設の現状と課題

本市の下水道事業は、事業に着手して以来、鋭意整備を進め、令和6年度末まで整備した管渠施設の総延長が約212kmに及びます。管種別の割合としては、耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニル管が多く採用されています。現在は、まだ管路の老朽化が進んでいる状況ではありませんが、今後事前の対策をしなければ、既存管路の更新時期が集中することが予想されるため、整備してきた施設（ストック）の適切な維持管理が求められてきます。一方で雨水施設としては、電車川排水区及び久地野排水区にそれぞれ1箇所ずつ雨水ポンプ場を設置しています。台風など大雨時は河川の水位が上昇して道路や住宅地に降った雨が河川へ自然排水できなくなります。雨水ポンプ場は、排水出来なくなった雨水をポンプで汲み上げて強制的に河川へ放流する役割があります。現在は、耐用年数の短い機械設備・電気設備の更新等を適宜実施し、適切な維持管理に努めています。

本市の令和6年度末における汚水整備率は、約50%（整備面積674ha/全体計画面積1,371.6ha）となっています。今後も処理区域の拡大並びに安定的な汚水処理の確保のため、未普及対策事業を進めていく予定です。また、浸水被害対策として雨水事業（雨水管渠、雨水貯留施設等の整備）も平行して進めていきます。一方、老朽化が起因した管路の損傷等による道路陥没事故は重大な社会問題になっており、破損個所からの不明水混入は、維持管理費の増大につながり、下水道経営にも深刻な問題となります。このため、機能の継続性と安全性の確保のため、施設を適正に更新していく必要があります。

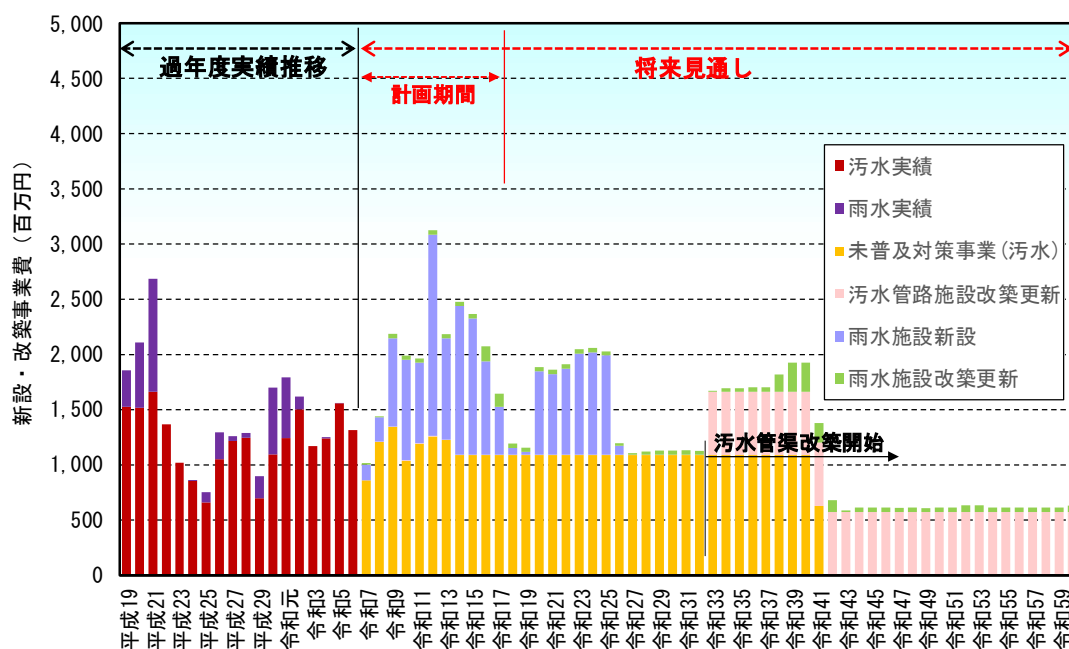


図3-3. 下水道施設の新設・改築事業費の見通し（R60までの長期見通し）

#### (4) 下水道事業経営の現状と課題

本市では、下水道事業の持続的で安定的な事業運営のため、令和2年4月1日より、これまでの官庁会計（特別会計）から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。本市の汚水処理事業では、使用料収入にて汚水処理費のうち維持管理費も賄えていない状況にあります。今後、人口減少による下水道使用料収入の減少や未普及対策事業の促進等による事業投資額増大により、下水道事業の経営状況はますます厳しくなっていきます。

下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄う「独立採算制」が基本原則とされています。特に使用料収入にて維持管理費も賄えてない場合、早急に経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることや整備済の施設をフル活用するためにも下水道水洗化率の向上を図り、経費回収率の向上に取り組む必要があります。下水道使用料の設定は、自治体毎に、地域の実情に応じた体系を採用していますが、経費回収率が著しく低い自治体にあっては、使用料設定上の問題点を究明する必要があります。

本市の長期的な収支見通しにおいても、汚水処理費のうち維持管理費も賄えない状況が続く、経費回収率も低下推移が続くと想定されます。また、未普及対策事業や将来の改築更新投資に伴う企業債においても、近年、企業債貸付金利の引き上げにより償還利息の増加が懸念されます。

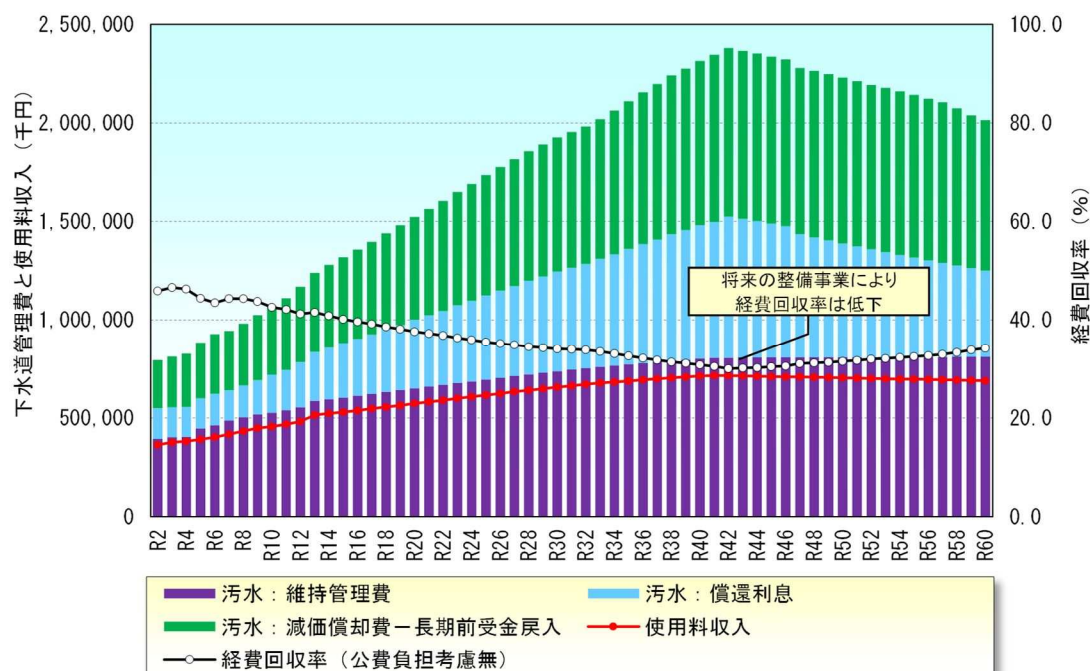


図3-4. 下水道使用料と経費回収率の見通し

---

## (5) 課題のまとめ

長期的な見通しでは、人口減少に伴う使用料収入減少に未普及対策事業費や更新改築需要に伴う経費増が加わり、経営における収支のギャップが大きくなることが想定されます。下水道事業は、地方財政法上公営企業とされており、その事業に伴う収入(使用料収入)によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されます。

財政収支の見通しにおいて、下記のような懸念事項から今後収入減及び経費増に伴う収支ギャップが拡大していくことは確実です。繰入基準にこだわらず一般会計繰入金に依存しない健全な経営に努め、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、未普及対策事業を推進することによる下水道普及率及び水洗化率の向上や使用料の改定による財源確保が今後必要となります。

### 【懸念される課題事項】

- ①人口減少の傾向に加え、下水道の水洗化率が低い(収入減少)
- ②未普及対策事業や長期的に下水道施設の改築・更新事業投資の経費増(支出増加)
- ③企業債貸付金利の引き上げに伴う償還利子の増加(支出増加)
- ④物価上昇等における材料費や労務単価の高騰(支出増加)
- ⑤上記に伴い一般会計からの繰入金への依存継続

---

## 4. 経営の基本方針と実施施策

### (1) 経営の基本方針及び具体的な実施施策

下水道事業は、市民の衛生的で快適な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質保全の観点から重要な役割を担っています。既に整備した施設（ストック）を適切に管理することは、都市の発展と住民の健康を支える大きな基盤となります。

しかし、今後は将来的な人口減少や施設の老朽化といった課題に直面することが予想され、経営環境が一層厳しさを増していきます。下水道サービスを安定的に持続するためには、これまで以上に計画的かつ効率的な取り組みが必要になります。

本市の下水道事業は、下水道未整備区域の普及促進（未普及対策事業）や浸水被害対策事業の促進を図るとともに、整備した施設（ストック）を確実に運営・管理し、安定的な下水道サービスを持続して提供することを経営の基本方針とします。

#### 【選択と集中による投資の合理化】

限られた財源、人材等の中、下水道使用料収入にて安定した事業運営を行うために未普及対策事業を促進していきます。また、近年の気候変動に伴う集中豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水整備（雨水管渠、雨水貯留施設等の整備）を計画的に進めます。

#### 【適切なマネジメントによる持続可能な事業経営】

老朽化する施設について、改築更新や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的としたストックマネジメント計画に基づき、計画的な事業管理を実行します。

#### 【収支と負担のバランスに配慮した健全経営の維持】

今後ますます厳しくなる経営環境（人口減少による下水道使用料収入の減収、施設の老朽化による改築更新費の増大及び物価上昇における材料費高騰等）に備え、経費の見直しや下水道使用料の適正化について適宜検討します。

表 4 - 1. 具体的施策と目標設定

基本方針	具体的な施策	施策の実施目的	目標実施年・目標指標
選択と集中による合理化	① 未普及対策事業	公共用水質保全や生活環境の改善を図るとともに有収水量増加等による安定した下水道使用料収入の確保	・R17年 整備目標面積:約900ha 整備目標水準:25(ha/年)→20(ha/年) R6年:674ha→R17年:900ha
	② 浸水対策事業	近年の気候変動に伴う集中豪雨等による浸水対策として、被害を最小限にとどめるための雨水施設整備(ハード対策)及び内水浸水想定区域図作成(ソフト対策)を実施	・R7年 内水浸水想定区域図を公表 ・新川流域水害対策計画に基づき雨水施設を随時整備
適切なマネジメントによる事業経営の持続可能	③ スtockマネジメントの確実な実施	整備した施設(Stock)において計画的な改築更新事業を実施し、将来の改築更新事業費の平準化・削減	・随時
	④ ウォーターPPP導入検討	民間活用による事業運営の効率化及び職員減少の補助・補完	・随時
健全経営の維持に配慮した	⑤ 水洗化の促進	啓発活動などの実施により水洗化の促進を図り、適正な下水道使用料収入の確保	・R17年 水洗化率:約85% R6年:79%→R17年:85%
	⑥ 使用料の改定	人口減少に伴う下水道使用料収入の減収や維持管理費の増大に対応するため、定期的・通増的な使用料改定を実施し、適正な収入を確保	・5年に1回の改定検討 ・R9年改定予定 使用料単価:115(円/m <sup>3</sup> )→150(円/m <sup>3</sup> ) ※総務省通知より
	⑦ 資本費平準化債の導入	減価償却費と企業債償還費の不均衡によって生じる資金不足を補い、施設を利用する将来世代にも費用を分担させることで、世代間の負担の公平性を確保	・随時 資本費平準化債借入可能額にて満額借入を行う
	⑧ 経営戦略策定(見直し)	毎年度の進捗を管理した上で計画期間の中間時に事業の達成状況の評価・検証し、投資・財政計画と実績との乖離や他計画との整合を図る	・5年に1回の計画修正

表 4 - 2. 施策の実施計画(ロードマップ)

施策の取組	現在まで	短期施策					中期施策				
		令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
① 未普及対策事業	整備面積674ha 污水:約21km 雨水:約1km				事業計画変更					事業計画変更	
② 浸水対策事業	令和6年度 事業計画変更									鹿田雨水調整池等の雨水関連施設の整備	
③ Stock マネジメント計画	(污水) 令和2年度 Stockマネジメント 計画策定									計画的な点検調査・改築更新(管路施設)	
	(雨水) 令和2年度 Stockマネジメント 計画策定									計画的な点検調査・改築更新(雨水ポンプ場)	
④ ウォーターPPP 導入検討	—										
⑤ 水洗化の促進	令和6年度 水洗化率 79%				啓発活動						水洗化率85%を目標
⑥ 使用料の改定	令和6年度 使用料単価 115円/m <sup>3</sup>		第1回改定予定 150円/m <sup>3</sup>			改定検討・手続き		第2回改定予定 10%UP			改定検討・手続き
⑦ 資本費平準化債	—										
⑧ 下水道経営戦略	令和6年度 計画策定					フォローアップ					見直し

---

## (2) 経営戦略の事後検証

経営戦略のフォローアップとして、毎年度の進捗を管理した上で計画期間の中間時に事業の達成状況を評価・検証し、投資・財政計画と実績との乖離や他計画との整合を確認します。

本計画に掲げる取り組みを安定的かつ持続的に実行していくため PDCA サイクルを用いることで、社会情勢などの経営環境変化に応じて概ね 5 年程度で計画を修正します。

### 【フォローアップ時の検証事項】

フォローアップ時に下記の事項を検証し、必要に応じて計画の見直しに反映させます。

- ①行政人口の推移とその後の見通し
- ②水洗化人口（水洗化率）の推移とその後の見通し
- ③下水道全体計画見直し及び事業計画変更の内容（当該時期最新計画の確認）
- ④維持管理費の推移とその後の見通し（特に流域下水道維持管理負担単価の改定状況）
- ⑤施設の老朽化の進行具合と改築需要（ストックマネジメント計画変更の確認）
- ⑥官民連携事業（ウォーターPPP 等）の動向（特に同流域内の近隣市町において）
- ⑦その他社会情勢の変化

## 5. 投資・財政収支計画

### (1) 下水道事業の投資・財政計画

下水道事業における今後の主要な建設改良投資（資本的支出）は、未普及対策事業（新規整備）、浸水事業対策及び雨水ポンプ場の改築更新事業になります。

維持管理の経費（収益的支出）は、未普及対策事業の推進により、水量に比例する維持管理費が増加する見込みです。また、近年の企業債の貸付金利の上昇を受け、長期的には改築更新事業投資に対する企業債の償還利息増大が想定されます。

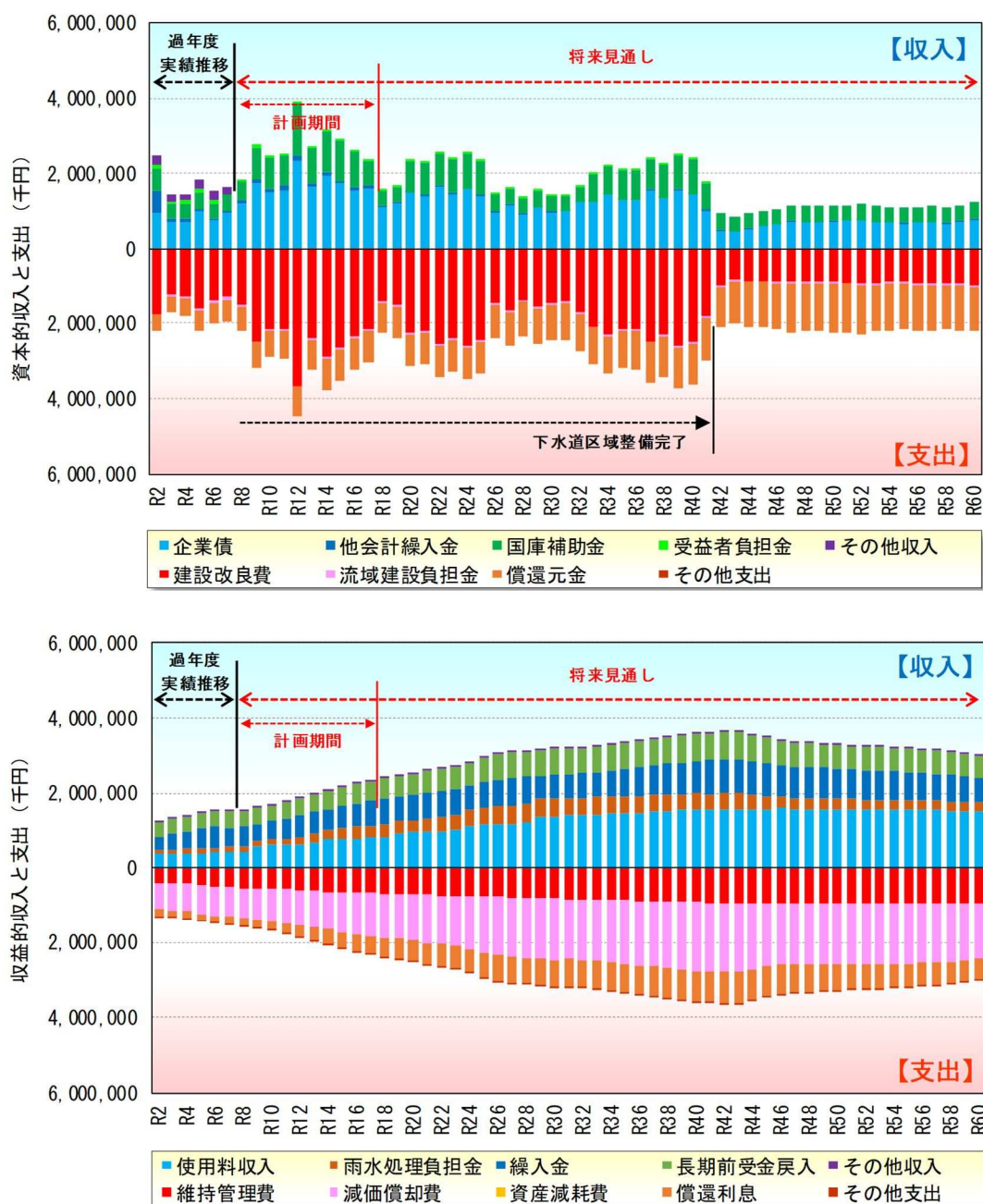


図5-1. 下水道事業における収支の見通し（上段：資本的収支、下段：収益的収支）

## (2) 施策実施による効果見通し

今後の実施する施策としては、広報などを通じた啓発活動によって水洗化を促進するとともに、収入確保の施策として、令和9年度に下水道使用料の改定を計画しています。これは、総務省が最低限行うべき経営努力として示している150円/m<sup>3</sup>への単価変更を検討するものです。また、令和9年度の改定後も、概ね5年ごとに使用料の改定を検討し、将来使用料収入にて維持管理費と支払利息分を確保することを目標とします。

施策の実施による効果としては、使用料収入で維持管理費と償還利息分の一部を賄うことが期待できます。ただし、1回の改定では償還利息分を全て賄うことは出来ず、「物価上昇」や「人口減少」、「流域下水道維持管理負担金の見直し」などの社会情勢の変化に応じて段階的な改定を実施し、常に状況を判断して方向性を見直していくものとします。

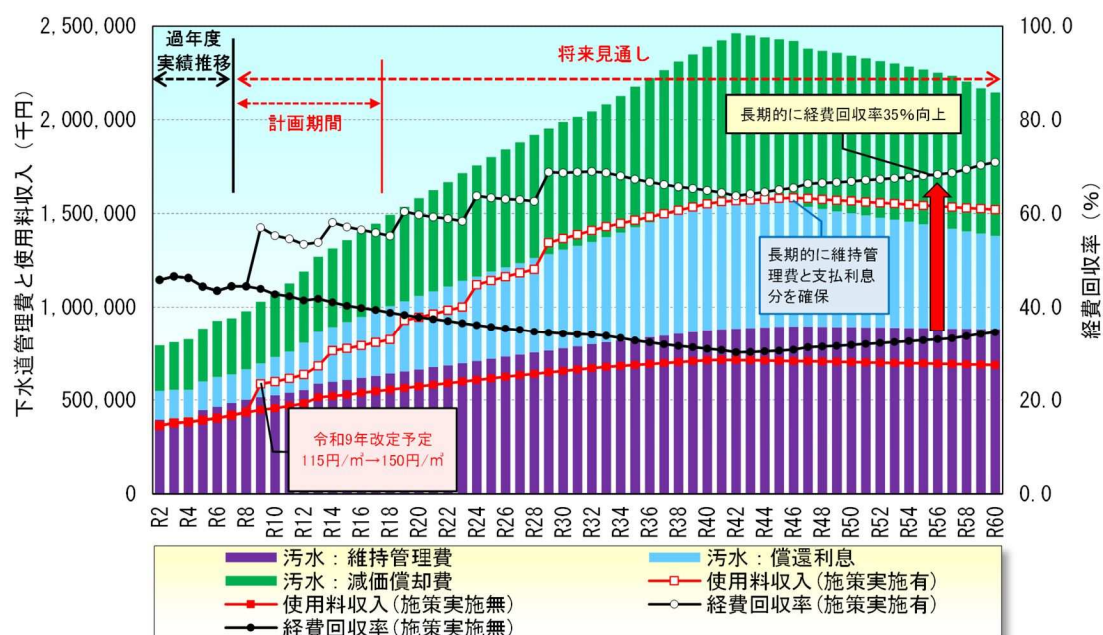


図5-2. 下水道事業の収支効果見通し

北名古屋市  
下水道事業経営戦略  
2026年度～2035年度  
(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

愛知県北名古屋市  
日本工営都市空間株式会社